
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第103号》 2024年11月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。
各種受信端末の設定をご確認ください。

■―― 目 次 ――■

【1】創業者の販路開拓を支援します（市）

【2】販路拡大を支援します（市）

【3】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】

【4】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

【5】岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

【6】産業人材の育成を支援します（市）

【技能検定の受検手数料も対象になりました！】

【7】「岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Biz」の無料経営相談をご利用ください（市）

【8】「ハラスメント防止研修～心理的安全性のある職場づくり～」を

開催します（市・商工会議所）

【9】Osaka 起業家応援ポータルサイトをリニューアル OPEN しました！（府）

【10】人材不足解消セミナーのご案内

中小企業にこそ知ってほしい外国人材採用の効果と実態がわかる
活用説明会（商工会議所）

【11】BCP 策定のための実務セミナー（商工会議所）

【12】中小企業のためのカーボンニュートラルセミナー（商工会議所・OZCaF）

【13】大阪脱炭素ビジネスコンテスト募集中（賞金額決定）
（商工会議所・OZCaF）

■―― 各 情 報 ――■-----

【1】-----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1 事業者につき 1 回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後 5 年未満の事業者に対し、創業に係る費用及び販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和 5 年度の採択事例（一例）】

- ・ 開業 5 年未満の個人事業者が、スポーツスクールを法人化
- ・ 飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和 7 年 1 月 31 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人
- ・産業競争力強化法第2条29項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転された事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転された事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【2】-----

販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

（販売を伴わないものに限ります。）

※令和6年度より、海外の展示会やオープンファクトリーへの出展費用も対象になりました。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ アパレルの卸事業者が、ファッションの展示会へ参加
- ・ 木材加工業事業者が、住宅設備の展示会へ参加
- ・ 総合資材メーカーが、スーパーマーケットを対象とした商談型展示会へ参加
- ・ 製造業事業者が、自動車の展示会へ参加
- ・ 製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・ 木材加工業事業者が、新規商品の商標を登録

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【3】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

※令和6年度からは、ソフトやシステムを導入する場合に限り、当該システム等の稼働に必要なハードウェアも対象になりました。（上限5万円）

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・製造業事業者が、経理／資産管理／債権債務管理ソフトを導入
- ・製造業事業者が、勤怠管理ソフト及び稼働のためのICカードリーダーを導入
- ・製造業事業者が、生産管理システムを最新OSに適合するよう改修
- ・製造業事業者や警備事業者が、各種電子化が可能な人事給与システムを導入
- ・会計事務所が、顧客先などで活用できる仮想クライアントPCシステムを増設
- ・飲食物製造事業者が、就業規則作成ソフトを導入
- ・プログラミング教育事業者が、授業に特化した専用ソフトを導入
- ・木材加工事業者が、HP管理のためのCMSソフトを導入
- ・電気工事事業者や足場設計事業者が、業態に特化したCADソフトを導入
- ・リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのPCを導入

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと

- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

※令和6年度からは、省エネ支援にかかる費用も対象になりました。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネクイック診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ支援費用（個別カスタムプランを除く）

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【補助率】

- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 10 分の 10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく

岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な
費用を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・ 漁業／水産加工事業者が、省エネクイック診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・ 廃棄物処理事業者が、省エネクイック診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・ 通信機器販売事業者が、省エネクイック診断を受け、高効率照明(LED)に入替

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・省エネ診断・省エネ支援を２年以内に受けていること
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、
各々１事業者１年度につき、５０万円（予算上限に達し次第終了）

※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。

- ・補助率：補助対象経費合計額の２分の１（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（０７２－４２３－９４８５）

【６】-----

産業人材の育成を支援します（市）

【技能検定の受検手数料も対象になりました！】

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※令和６年度からは、技能検定の受検手数料も対象になりました。

（申し込み前に補助金の申請を行い、合格した場合に限る。）

【令和５年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修
- ・製造業事業者が、空気圧実践技術の習得に関する研修

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【7】 -----

「岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Biz」の無料経営相談をご利用ください（市）

Kishi-Biz(キシビズ)は、岸和田市の事業者・起業家の皆さまが「何度でも無料で」利用できる公的な経営相談所です。開設から4年半で1000社を超える事業者様から、のべ5000件のご相談をいただいています。

Kishi-Biz では、ビジネスの様々なお悩みに対して、お金をかけずに知恵を使って事業を上向きにする方法を提案し、伴走支援。広告業界歴 30 年の、会社や商品の魅力を見える化するプロ、SNS やホームページなど情報発信のプロが専門知識を生かしたアドバイスをを行います。

* 売上を伸ばしたい

* 販路を開拓したい

* 起業したい

* 情報発信を強化したい

など、ビジネスのお悩みや課題がありましたら、ぜひ Kishi-Biz にご相談ください。

事前予約制です。お電話・ホームページの申込フォームからご予約・お問い合わせをお願いします。

【電話】 072-447-5855

【申込フォーム】 <https://www.kishi-biz.jp/contact/>

【ホームページ】 <https://kishi-biz.jp/>

【 8 】 -----

「ハラスメント防止研修～心理的安全性のある職場づくり～」を
開催します（市・商工会議所）

岸和田商工会議所と共催で研修を開催します。ハラスメント防止に有効な
コミュニケーションの方法などを学び、ハラスメントのない
明るい職場づくりに活かしましょう

【講師】 西座 由紀 さん （株）プロサポ 代表取締役社長）

【日時】 令和 6 年 11 月 26 日（火）14：00～16：00

【場所】 男女共同参画センター（岸和田市加守町 4 丁目 6-18）

【ホームページ・参加申し込み】

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/harasumento.html>

【問い合わせ先・参加申し込み】

担当課：岸和田市人権・男女共同参画課(男女共同参画センター)

電話：072-441-2535(月・祝除く 9 時～17 時半)

FAX：072-441-2536

Mail：danjoc@city.kishiwada.osaka.jp

【9】-----

Osaka 起業家応援ポータルサイトをリニューアル OPEN しました！（府）

大阪府での運営する「Osaka 起業家応援ポータル」の中に「先輩创业者の創業事例」と「大阪府が行う創業関連事業」を新規で追加しました！

起業に関心がある方に有用な情報が都度更新されますので、是非ご確認ください！

【サイト URL】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110050/keieishien/sogyo/index.html>

【問い合わせ先】

大阪府商工労働部 経営支援課経営革新グループ

TEL:06-6210-9491 FAX:06-6210-9504

【10】-----

人材不足解消セミナーのご案内

中小企業にこそ知ってほしい外国人材採用の効果と実態がわかる

活用説明会（商工会議所）

・概要

「人材不足」のお悩みを外国人材の活用で解決している企業の内、6 割がなんと中小企業！

人材確保の解決はもちろんのこと、外国人社員の活躍に刺激を受け、従業員の主体性改善や生産性向上等の効果も表れています。本セミナーでは、実際に発生したトラブルや課題など、他では聞けない＝リアルな声”を知ることで、できる説明会を実施します！外国人材採用にご興味ありましたら、お気軽にご参加ください。

・日時(募集期間)

11月27日(水) 15:00～16:30

・場所

岸和田商工会議所 2F 研修室 (〒596-0045 大阪府岸和田市別所町 3-13-26)

・定員

15名

・参加費

無料

【詳細】

<https://www.gaikokujinzai-osaka.jp/wp/wp-content/uploads/c46d41d9a37f3b37ccde0b0ed12ab5f9.pdf>

【申込み】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc60TlfesqB0Ge46WWpUUYt5e5k3jKvwNNQiPDgdKYIBvKK4Q/viewform>

【主催】岸和田商工会議所

【共催】大阪外国人材採用支援センター(公益財団法人大阪産業局)

【問い合わせ先】

担当(主催): 岸和田商工会議所 高野

電話番号: 072-439-5023

FAX: 072-436-3030

メールアドレス: soudan@kishiwada-cci.or.jp

【11】-----

BCP 策定のための実務セミナー（商工会議所）

自律型人財育成セミナー

次世代リーダー育成術を学び、自己肯定感を高めながら、スキルを身に付けて
いただくセミナーです

大型台風や大地震をはじめとした大規模自然災害の多発、感染症の拡大は、
企業にとって大きなリスクであり、事業を継続するための「BCP」の策定の
重要性は更に高まっています。しかし、いざBCP策定を考えると

「何から手を付ければよいのかわからない」との声を多くいただきます。

そこで、BCPに関する基本的な考え方を学び、実際にBCPと一緒に
策定する、「ワークショップ形式のセミナー」を開催いたします。

セミナー講師には、SOMPOリスクマネジメント株式会社から専門家を
お招きし講演いただく予定です。本セミナーを契機に、未曾有の
大規模自然災害、未知の感染症拡大への備えとして自社のBCPを策定して、
実際にさまざまなリスクへの対策を講じることで、将来に亘り持続可能な
企業経営を目指しましょう！

■日時 令和6年12月5日（木）13:30～15:30

■会場 岸和田商工会議所 3階 大会議室

■申込 下記URLよりお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-11200/>

【問い合わせ先】

担当（主催）：岸和田商工会議所 市田

電話番号：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【12】

中小企業のためのカーボンニュートラルセミナー（商工会議所・OZCaF）

脱炭素の動きはサプライチェーンの中での取引を行う中小企業様にも

影響が及び、大きな課題になり、日本商工会議所の調査では、
中小製造業の内、温室効果ガス排出量の把握・測定を求められている割合は
24%、温室効果ガス排出量の具体的な削減目標設定・進捗報告を
求められている割合は12%、中小企業版 SBT など環境関連の認証制度取得を
求められている割合は6%となっています。このようにサプライチェーン
全体で脱炭素を推し進める動きが加速しています。
そこで、本セミナーでは、大阪府の脱炭素経営に関する支援策や、
ステークホルダーからの要請に応え、選ばれる企業になるために、国際的な
イニシアチブ SBT (Science-based Target、科学的根拠に基づく目標) 認定を
取得された企業事例を紹介いたします。また、脱炭素の取り組みの
入口である、CO₂ 排出の見える化（排出算定量）の説明とともに、SBT 取得の
意義・重要性などについて情報を提供します

日時／2024 年 12 月 6 日（金）14：00～16：00

会場／岸和田商工会議所 2 階 集会室

【申込 URL】

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-11197/>

【13】-----

大阪脱炭素ビジネスコンテスト募集中（賞金額決定）
（商工会議所・OZCaF）

2050 年カーボンニュートラルに向けての対応を成長の機会と捉え、脱炭素に
資する新ビジネスの創出や CO₂ の見える化・削減に向けての脱炭素経営、
新商品開発等の取り組みが企業の成長へと繋がります。

温暖化への対応を他社との差別化のチャンスと捉え、先導的な取り組みを
コンテストの形で懸賞するため、この度「大阪脱炭素ビジネスコンテスト」
を開催いたします。

【募集締切】2024 年 11 月 20 日（水）

【主催】大阪脱炭素ビジネスコンテスト実行委員会

(大阪商工信用金庫、
OSAKA ゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーション)

【協力】大阪府、近畿財務局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、
中小企業基盤整備機構近畿本部、大阪商工会議所、大阪産業局、
おおさかグリーンエコプラザ実行委員会(大阪市、日本経済新聞社、
ATC)

【募集分野】分野1「脱炭素に資する新ビジネス創出(スタートアップ含む)」
分野2「脱炭素経営」
分野3「脱炭素に関する新商品」
(商品化数年以内の脱炭素に寄与する商品・新素材等)

【応募対象】大阪府内に本社を置いている中小企業者・個人事業主
(スタートアップも含む)
※中小企業者の定義は、中小企業基本法の中小企業の定義
とします。

【応募方法】以下の実施要領をご確認いただき、エントリーシートを
ダウンロードして必要事項を記載いただいた上で、
募集期間内に E-mail : bijikon@ozcaf.jp にお送りください。

【実施要項 URL】

<https://www.osaka-shoko.co.jp/common/pdf/2024osakabusinesscontest-application-guidelines.pdf>

【エントリーシート URL】

https://www.osaka-shoko.co.jp/common/pdf/2024osakabusinesscontest_entrysheet.doc

【今後の流れ】:

一次審査(11月下旬~12月中旬)を経て、

*最終公開プレゼンテーション審査・表彰

<日時>2025年1月27日(月)13:00~16:00

<場所>大阪産業創造館4F イベントホール

賞金:最優秀賞:50万円、優秀賞30万円、特別賞10万円

参加賞(受賞者以外)

* 公開プレゼンテーション審査に残った企業（10 社程度）には、主催者・協力機関のネットワークでの PR やビジネス拡大のためのサポートを行います。

【問い合わせ先】

大阪脱炭素ビジネスコンテスト実行委員会事務局（担当：樫原）

電話番号：06-6484-6683

E-mail：bijikon@ozcaf.jp

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel：072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email：sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に 1 回の発行です。